

【窓口周知用】

【屋外広告物の協議】

玉名市景観条例及び玉名市景観計画において、屋外広告物を届出対象としているのは「景観形成推進地区」と「特定施設届出地区」です。ただし、熊本県屋外広告物条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置は、景観法施行令第10条第4号により、景観法の届出は不要とされています。

しかし、玉名市が景観行政団体になったことに伴い、屋外広告物の景観上の協議を玉名市と行った上で、熊本県（玉名地域振興局維持管理調整課）に熊本県屋外広告物条例に基づく届出を行っていただくようお願いいたします。

【問い合わせ先：玉名市役所 都市整備課 TEL 0968-75-1122】

